

松江市情報公開審査会答申
(答申第 13 号)

令和 6 年 4 月

松 江 市

別 紙

答申第 13 号

答 申

1 審査会の結論

松江市病院事業管理者が審査請求人に対し、令和 5 年 6 月 12 日付け(松病総第 108 号)公文書非公開決定通知書でした公文書非公開決定は、妥当である。

2 事案の概要

- (1) 本件は、松江市立病院整形外科に在籍する特定の医師 1 名（以下「本件医師」という。）の生年月日、出身大学、出身地、経歴の開示を求める事案である。
- (2) 審査請求人は、令和 5 年 5 月 29 日、本件医師の生年月日、出身大学、出身地、経歴が分かる文書の公開を請求した（以下「本件公開請求」という。）。
- (3) これに対して、松江市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）は、令和 5 年 6 月 12 日、本件公開請求に係る情報はいずれも個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため、松江市情報公開条例(以下「条例」という。)第 7 条第 2 号に該当するとして、非公開決定処分をした（以下「本件処分」という。）。
- (4) 審査請求人は、令和 5 年 6 月 21 日、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

3 当事者の主張

(1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求人による口頭意見陳述（令和 5 年 12 月 12 日実施）の結果も踏まえると、その主張の要旨は以下のとおりである。

ア 本件処分を取り消し、本件医師の生年月日、出身大学、出身地、松江市立病院勤務に至るまでの経歴及び職歴を全部開示するとの裁決を求める。

イ 患者には、医師の出身大学を知る権利がある。医師の出身大学がどこであるかは患者にとって大切な情報であり、患者が「この医師に診てもらいたい」と判断する際に必要となる。患者の生命、健康、生活、財産等を守るためには、医師の出身大学を知り、その大学のレベルから医師の能力等を推し量っていくことで、今後の参考にするのである。

ましてや本件医師は、「市立」病院という公立の病院の医師である。松江市役所の職員らと同じく、職員一人一人のそれぞれの職務遂行に問題があるとき、あるいはその反対に職員を評価して褒めるべきことがあった際にも、その職員のレベルを市民として見極めるための大切な情報の一つが、出身大学名である。

したがって、少なくとも本件医師の出身大学だけでも知る権利があるはずである。

ウ 医師の出身大学名は、ぜひ市立病院のホームページ上でも公開すべきである。また、医師が直接患者から尋ねられれば、答えさせるようにすべき必要もある。

なお、審査請求人が実際に診療を受けてきた松江市内の個人病院の各医師は、出身大学を尋ねれば即答していたし、わざわざ尋ねなくとも院内に医師の経歴等が掲示してあり、そこには出身大学名も明示されている。「市立」の病院であれば、なおさら堂々と情報として掲示することを慣行としてもらいたい。

(2) 実施機関の主張の要旨

ア 本件公開請求内容に係る各情報の公開は、いずれも診療上必要性がないため、本院ホームページ等では公開していない。なお、年4回（季刊）発行している本院広報誌「田和山だより」等では、職員プロフィールとして出身大学等の情報を掲載することはあるが、それについては当該職員の同意を得た上でのものであり、当然に公開しているものではない。

また、近隣同規模病院のホームページで医師の出身大学を公表しているのは松江赤十字病院のみであり、逆に、島根県立中央病院、松江生協病院、出雲市立総合医療センター、雲南市立病院、鳥取市立病院では、ホームページで医師の出身大学を公表していない。よって、医師の出身大学を公表することは慣行とはいえない。

イ 医療法第14条の2には、病院の管理者が当該病院内に掲示しなければならない事項が規定されているが、その中に本件申請の公開請求内容に係る各情報はいずれも含まれていないため、条例第7条第2号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

ウ 本件処分は、手続においても内容においても何ら違法・不当な点はない。したがって、本件審査請求には理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件対象文書の特定について

ア 実施機関は、令和5年6月12日付け公文書非公開決定通知書（以下「本件通知書」という。）において、非公開とした「公文書の件名」欄に「市立病院整形外科の本件医師の生年月日、出身大学、出身地、市立病院までの経歴が分かるもの」と記載しているところ、実施機関が具体的にどのような公文書を本件公開請求の対象として特定したのかがやや判然としなかったため、当審査会は当審査会事務局を介して、対象文書の特定経緯について念のため実施機関に確認した。

その結果、審査請求人が公開を求める情報が分かるものとして、文書の記載等から必要十分に要件を満たすものであると実施機関において判断及び特定した公文書は、本件医師に係る「人事台帳」及び「履歴書」であるとの回答であった。

イ 本来、公文書公開請求に対する処分（不存在を理由とする非公開決定処分を除く。）

に係る決定通知書の「公文書の件名」の欄には、特段の事情のない限り、具体的に特定した文書名が記載されるのが通常である。

しかしながら本件では、もともと審査請求人が文書単位での対象の特定をしておらず、本件医師の生年月日、出身大学、出身地、経歴等といった情報そのものに着目して公開請求をしているところ、文字どおり理解しようとするれば対象が過度に網羅的かつ膨大な範囲に及ぶこととなりかねず、実施機関において対象文書の特定をすること自体が相当困難な事案であるといえることができる。

実際の経過としても、実施機関は対象文書を何ら特定せずに本件処分をしたわけではなく、審査請求人の請求内容を合理的に解釈した結果として、本件医師に係る「人事台帳」及び「履歴書」が本件公開請求に対応する公文書であると判断していたものと認められる。これら各公文書を全部非公開とした判断が妥当であることは後述のとおりであるが、その判断を審査請求人に対して示すにあたって、本件公開請求書に示された審査請求人の請求の意図をできるだけそのまま尊重・反映しようとした結果として、実施機関は「公文書の件名」欄に上記のような記載をするに至ったものと考えられる。

以上のような個別・具体的な諸事情を考慮すると、少なくとも本件について言えば、本件通知書における実施機関による文書の特定手法には一定の必要性・合理性があったものと考えられ、この点をもって違法・不当ということは適切でない。

(2) 非公開事由該当性について

ア 上記(1)で言及したとおり、本件で実質的に対象文書といえるのは本件医師に係る「人事台帳」及び「履歴書」だと解されるため、以下では、これら両文書の記載内容について条例第7条第2号該当性を確認する。

この点を審議するに当たり、当審査会から実施機関に対し、条例第22条第1項の規定に基づき本件対象文書の提示を求めたところ、実施機関からは、本件医師に係る「人事台帳」及び「履歴書」の提示があった。これを受けて当審査会は、両文書についてインカメラ審理の必要性を認め、これを実施した。

本件医師に係る「人事台帳」及び「履歴書」には、審査請求人が公開を求める生年月日、出身大学、出身地、経歴のほか、人事管理のための本件医師個人に関する詳細な情報（以下まとめて「本件履歴情報」という。）が文書全体にわたって一体的に記載されている。これら本件履歴情報は、全体として相互に関連性を有する一体の情報であり、その全部について条例第7条第2号本文前段に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

よって、本件医師に係る「人事台帳」及び「履歴書」は、原則としていずれも全部を非公開とするのが相当な公文書であるといえる。

イ 次に、本件履歴情報が条例第7条第2号ただし書によって例外的に公開可能なものといえるか否かについて検討する。

(7) 医療法第 14 条の 2 では、病院又は診療所の管理者が、当該病院又は診療所内に掲示しなければならない事項が規定されているが、本件履歴情報はいずれも、それら必要的掲示事項には当たらない。また、本件履歴情報を公開することが慣行となっているといえるような事情もないことは、実施機関が弁明するとおりであると認められる。

したがって、本件履歴情報はいずれも「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（条例第 7 条第 2 号ただし書ア）に該当しない。

(4) また、審査請求人は、患者の生命、健康、生活、財産等を守るためには、医師の出身大学を知る必要があると主張している。

確かに、病院で治療を受けようとする際に受診先を選択するにあたって、医師の出身大学や経歴等を判断材料とする市民は一定数存在するであろうし、そのような判断の仕方それ自体は何ら否定されるものではない。しかしながら、本人の同意の有無にかかわらず医師の出身大学や経歴等を公開することが患者の生命、健康、生活又は財産を保護することに直接つながるとはおよそ言えず、公益上の観点から公開が必要であるとは到底認められない。

したがって、本件において医師の出身大学や経歴等に該当する情報すなわち本件履歴情報は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（同号ただし書イ）にも該当しない。

(5) さらに、本件履歴情報は、いずれも本件医師個人の私的な情報に過ぎず、その職務遂行に係る情報であるとは認められないため、「職務の遂行に係る情報」（同号ただし書ウ）にも該当しない。

(6) 以上を総合すると、本件履歴情報に条例第 7 条第 2 号ただし書所定の事由があるとは認められない。

(3) 結論

したがって、本件公開請求に係る文書を条例第 7 条第 2 号に該当するとして非公開とした本件処分は、結論において妥当である。

5 審査会の処理経過等 別記のとおりである。

別記

1 審査会の処理経過

年月日	内容
令和5年10月16日	松江市病院事業管理者（以下「審査庁」という。）から諮問
令和5年11月7日 （審査会第1回目）	審議
令和5年12月12日 （審査会第2回目）	審査請求人の口頭意見陳述、審議
令和6年2月19日 （審査会第3回目）	審議
令和6年3月11日 （審査会第4回目）	審議
令和6年4月11日	審査庁に対して答申

2 松江市情報公開審査会委員名簿

氏名	所属等	備考
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	会長
梶谷 なつみ	司法書士・行政書士	
熊谷 優花	弁護士	
黒澤 修一郎	島根大学法文学部准教授	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者